

(証券コード 6289)
平成29年11月9日

株 主 各 位

高知市布師田3948番地1
株式 技研製作所
会社
代表取締役社長 北村 精男

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年11月27日（月曜日）午後5時までに到着するよう折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成29年11月28日（火曜日）午前10時

2. 場 所 高知市高須砂地155番地
サンピアセリーズ 3階 レインボーホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第36期（自平成28年9月1日至平成29年8月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第36期（自平成28年9月1日至平成29年8月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 取締役および監査役の報酬総額改定の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）の非金銭報酬設定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.giken.com>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
なお、当該連結株主資本等変動計算書および連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.giken.com>) に掲載いたします。

(添付書類)

事業報告

(自 平成28年9月1日)
(至 平成29年8月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く社会的な環境は、気候変動に伴い激甚化する自然災害に加え、切迫する巨大地震などに備える防災・減災事業や、高度成長期以降に整備されたインフラの長寿命化および老朽化対策等が国の重要施策として位置付けられ、引き続き全国的に進められている中にあります。

そうした中、当社グループが推進する「インプラント工法」は、このような自然災害等から人命、財産を守る先進的技術として評価され全国各地で採用が広がっております。

また、当社が開発した「サイレントパイラー」は既存構造物を撤去することや、仮設工事が不要であることから、他工法に比べ優位性が高く施工実績や販売台数を年々伸ばしております。

このような状況のもと、当連結会計年度における売上高は25,965百万円(前期比17.9%増)となりました。利益面におきましては、営業利益5,124百万円(同24.6%増)、経常利益5,198百万円(同27.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益3,671百万円(同34.7%増)となりました。

事業の状況は、次のとおりであります。

【建設機械事業】

国内では、防災関連やインフラの長寿命化等の公共工事を中心に需要が伸びており、圧入機サイレントパイラーのラインナップ全体を通して販売が引き続き好調に推移しております。また、当社グループはICTの活用を強化しており、本年の7月に「PPTS (Press-in Piling Total System) 自動運転」技術の開発を発表いたしました。この技術は「機械が地盤の状態を判断して自動で施工する」もので、オペレータの熟練度に関わらず、正確で効率的な施工を実現します。建設業において問題となっております人手不足を解消する技術であり、翌連結会計年度中の実用化を目指しております。

このような状況のもと、建設機械事業の売上高は18,285百万円(前期比20.9%増)、セグメント利益は5,432百万円(同16.0%増)となりました。

【圧入工事業】

地震や津波に粘り強い「インプラント堤防」の受注が高水準で推移しております。南海トラフ地震対策として行われた高知県での海岸堤防改良工事等のこれまでの実績から、大阪府、徳島県などの地域で河川堤防補強等への採用が広がり、「インプラント堤防」をはじめとする「インプラント工法」は全国的な普及段階へ入っております。また、海外ではバングラデシュにおいてインプラント工法による橋梁の基礎工事（ODA案件）を受注し、工事の大部分が完了しました。こうした実績からも、今後の海外工事の受注拡大を確信しております。

また、ジャイロプレス工法による止水壁の構築を可能にした「杭間止水工法」を開発し、橋梁基礎工事などで必要となる止水壁の構築についても採用が広がっています。

このような状況のもと、圧入工事業の売上高は7,679百万円（前期比11.3%増）、セグメント利益は1,113百万円（同34.5%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、3,391百万円であります。主な設備投資の内容は、レンタル用機械によるものであります。

なお、当連結会計年度中に重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、平成29年6月9日の当社取締役会決議により、平成29年6月29日に公募による新株式を発行し2,528百万円の資金調達を、平成29年7月25日に第三者割当による新株式を発行し1,031百万円の資金調達を行いました。そのほか、新株予約権（ストックオプション）の権利行使により、698百万円を資金調達しております。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 33 期 平成25年度	第 34 期 平成26年度	第 35 期 平成27年度	第 36 期 (当連結会計年度) 平成28年度
売 上 高 (百万円)	14,874	18,824	22,017	25,965
経 常 利 益 (百万円)	2,201	3,302	4,072	5,198
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,440	2,156	2,725	3,671
1株当たり当期純利益 (円)	67.94	100.34	110.55	146.35
総 資 産 (百万円)	25,035	35,501	39,553	47,104
純 資 産 (百万円)	16,164	23,106	24,901	31,779

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 33 期 平成25年度	第 34 期 平成26年度	第 35 期 平成27年度	第 36 期 (当事業年度) 平成28年度
売 上 高 (百万円)	11,081	13,688	16,601	19,140
経 常 利 益 (百万円)	1,890	2,710	3,259	4,330
当 期 純 利 益 (百万円)	1,213	1,706	2,181	3,194
1株当たり当期純利益 (円)	57.24	79.38	88.48	127.33
総 資 産 (百万円)	23,839	33,875	37,643	44,446
純 資 産 (百万円)	15,359	21,776	23,228	29,576

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況 (平成29年8月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社 技研施工	30百万円	100	圧入工事および基礎工事
ギケン ヨーロッパ ビー・ブイ	8百万 ユーロ	100	建設機械の販売および 圧入工事
ギケン セイサクショ アジア プライベート・リミテッド	2百万 シンガポールドル	100	建設機械の販売および 圧入工事
ギケン アメリカ コーポレーション	9百万 米ドル	100	建設機械の販売および 圧入工事

(4) 対処すべき課題

① 「建設の五大原則」に基づく工法選定基準への転換

当社グループの潜在的な課題として、過去の実績やその採択数によって工法が採用される建設工事の古い「工法選定基準」の存在が挙げられます。この課題に対しては、前述の「建設の五大原則」に基づく工法選定基準へと転換するよう下記の取り組みを行っております。

- ・発注者やコンサルタント等、業界の上流に向けた普及活動の推進。
- ・圧入原理の優位性を分かり易く見せるための実証設備・可視化施設の整備（『高知を世界の圧入のメッカにする』）。
- ・業界団体である全国圧入協会と協働で圧入業界の裾野を広げる取組み、および学術組織である国際圧入学会と連携し、実証科学で圧入杭と地盤のメカニズムを解明する取組みを推進。

② グローバル化の推進

当社グループは中長期的に海外売上比率を全体の7割とすることを目標に掲げております。世界的な気候変動に伴う自然災害への対策、老朽化した社会インフラの再生・強化が、日本国内のみならず世界的に喫緊の課題となっているためであります。この目標に向け、「インプラント工法のパッケージ化」によるビジネス展開、海外での事業パートナーの発掘と提携、各国官公庁等への工法普及活動を推進しております。

③ 工法・機械の省力化・自動化

わが国では生産年齢人口が減少することが予想されている中、建設分野においても、生産性向上は避けられない課題となっております。当社グループでは早くから圧入機製品「サイレントパイラー」の高度化による施工効率の向上、

「GRBシステム」をはじめとする工法のシステム化・プレハブ化による生産性の向上に取り組んでまいりました。今後は自動運転などの技術に「AI」、「IoT」を積極的に活用することで、機械と工法の一層の省力化・自動化を図り、人手不足の解消、施工精度や安全性、施工効率のさらなる向上を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年8月31日現在）

① 建設機械事業として当社は、各種の油圧式杭圧入引抜機（サイレントパイラー）および周辺機械を開発・製造・販売・レンタルするとともに、それに付随する保守サービスを行い、無公害圧入工法の普及拡大に努めております。そのほか海外子会社のギケン ヨーロッパ ビー・ブィ、ギケン セイサク ショ アジア プライベート・リミテッド、ギケン アメリカ コーポレーションにおいても機械販売と保守サービスを行っております。

② 圧入工事事業として当社は、圧入技術から生まれる新工法を次々と開発し、その普及と市場拡大に努めるとともに、圧入というコア技術を発展させ、「地上に文化を、地下に機能を」というコンセプトで耐震地下駐車場「エコパーク」と耐震地下駐輪場「エコサイクル」を受注し工事を行っております。

国内子会社の株式会社技研施工および海外子会社は、当社製の最新鋭のサイレントパイラーおよび周辺機械を用いて、長年培ってきた高い技術力と豊富な実績をもとに、圧入工事を行っております。また同時に、様々な工事現場で得た稼働データや改良事項をメーカーである当社にフィードバックし、圧入機だけでなく、そのシステム化などさらなる進化に貢献しており、グループの事業に有効な相乗効果をもたらしております。

(6) 主要な事業所および工場（平成29年8月31日現在）

当 社	高 知 本 社：高知県高知市 東 京 本 社：東京都江東区 東 北 営 業 所：宮城県仙台市 関 西 営 業 所：大阪府大阪市 九 州 営 業 所：福岡県福岡市 高知本社工場：高知県高知市 高知第二工場：高知県高知市 関 東 工 場：千葉県浦安市 東 京 工 場：東京都足立区※ 関 西 工 場：兵庫県丹波市
株式会社 技研施工	高 知 本 社：高知県高知市 東 京 本 社：千葉県浦安市 東 北 営 業 所：宮城県仙台市 関 西 営 業 所：大阪府大阪市 九 州 営 業 所：福岡県福岡市 関 西 工 場：兵庫県丹波市
ギケン ヨーロッパ ビー・ブイ	本 社：オランダ王国アルメーレ市
ギケン セイサクショ アジア プライベート・リミテッド	本 社：シンガポール共和国
ギケン アメリカ コーポレーション	本 社：アメリカ合衆国フロリダ州

※東京工場は8月31日をもって営業を終了し、関東工場に業務を集約しております。

(7) 使用人の状況（平成29年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
建設機械事業	306名	13名増
圧入工事事業	138名	10名増
全社（共通）	66名	2名減
合計	510名	21名増

(注) 全社（共通）に記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
364名	10名増	34.6歳	11.5年

(注) 1. 平均年齢および平均勤続年数は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、関係会社等への出向者61名を除き、受入出向者33名を含んでおります。

(8) 主要な借入先および借入額（平成29年8月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社 四国銀行	407
株式会社 高知銀行	329
株式会社 みずほ銀行	102
株式会社 三井住友銀行	59

(注) 借入金残高は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第2回新株予約権	第3回新株予約権	
発行決議日	平成26年5月26日	平成27年10月8日	
新株予約権の数	347個	1,110個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式34,700株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式111,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり608円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 144,500円 (1株当たり1,445円)	新株予約権1個当たり 166,900円 (1株当たり1,669円)	
権利行使期間	平成28年8月1日から 平成30年11月30日まで	平成30年12月3日から 平成33年11月30日まで	
行使の条件	(注) 1	(注) 1、2	
役員 の 保有 状況	取締役	新株予約権の数 347個 目的となる株式数 34,700株 保有者数 3人	新株予約権の数 1,030個 目的となる株式数 103,000株 保有者数 6人
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0人	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 2人

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社および当社子会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りでない。
2. 新株予約権者は、当社の平成30年8月期の売上高および営業利益(連結)が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。
- (a) 平成30年8月期の売上高が27,500百万円以上の場合
本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%
- (b) 平成30年8月期の営業利益が5,800百万円以上の場合
本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%

② その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成29年8月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	北 村 精 男	株式会社技研施工 取締役会長
取締役副社長	森 部 慎之助	
取 締 役	大 平 厚	株式会社技研施工 代表取締役社長
取 締 役	田 内 宏 明	知財管理 担当
取 締 役	前 田 み か	製品事業 担当
取 締 役	水戸部 正 智	管理本部 担当
取 締 役	吉 良 正 人	学校法人高知学園 理事長
常 勤 監 査 役	森 國 雄	
監 査 役	宮 崎 利 博	
監 査 役	土 居 秀 喜	

- (注) 1. 取締役吉良正人氏は社外取締役であります。なお、当社は東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 常勤監査役森國雄、監査役宮崎利博および土居秀喜の各氏は社外監査役であります。なお、当社は東京証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 取締役副社長森部慎之助氏は平成29年10月1日付で、圧入工法推進事業担当に、取締役前田みか氏は同日付で、製品事業・エコデザイン事業担当に事業担当が変更になっております。
4. 取締役前田みか氏は平成29年11月1日付で、取締役から常務取締役に就任しております。

② 取締役および監査役の報酬等 当事業年度に係る報酬等の総額

会社における地位	支 給 人 員 (名)	支 給 額 (百万円)
取 締 役 (うち社外取締役)	8 (1)	262 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	14 (13)
合 計 (うち社外役員)	12 (4)	277 (17)

- (注) 1. 支給額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 報酬等の額には、役員賞与が含まれております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。
- 取締役（平成10年11月26日開催 第17期定時株主総会決議） 年額300百万円
 監査役（平成10年11月26日開催 第17期定時株主総会決議） 年額 30百万円

③ 社外役員の状況

イ. 社外役員の重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況につきましては、「①取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

ロ. 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	吉良 正人	当事業年度に開催した取締役会14回全てに出席し、独立のおよび中立的立場から、公正な意見表明を行いました。
社外監査役	森 國雄	当事業年度に開催した取締役会14回全てに出席し、独立のおよび中立的立場から、公正な意見表明を行いました。また、当事業年度に開催した監査役会12回全てに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見表明を行うとともに監査に関する重要事項の協議等を行いました。
社外監査役	宮崎 利博	当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回に出席し、独立のおよび中立的立場から、公正な意見表明を行いました。また、当事業年度に開催した監査役会12回全てに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見表明を行うとともに監査に関する重要事項の協議等を行いました。
社外監査役	土居 秀喜	監査役就任以降開催した取締役会11回全てに出席し、独立のおよび中立的立場から、公正な意見表明を行いました。また、監査役就任以降開催した監査役会10回全てに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見表明を行うとともに監査に関する重要事項の協議等を行いました。

ハ. 責任限定契約に関する事項

氏 名	責任限定契約の内容の概要
吉良 正人	当社は社外取締役および社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
森 國雄	
宮崎 利博	
土居 秀喜	

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る報酬等の額

	支払額（百万円）
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	23
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24

- (注) 1. 支払額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 報酬等の額は、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査について、会計監査人との契約において明確に区分せず、かつ、実質的にも区分できないため合わせて開示しております。
3. 当社の連結子会社のうち、ギケン セイサクショ アジア プライベート・リミテッドは、当社の会計監査人以外の会計事務所の監査を受けております。
4. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「新規証券の発行等を特定する記載に係る監査人から引受事務幹事会社への書簡（コンフォート・レター）作成業務」であります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により当該会計監査人の解任または不再任を決定することといたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制を以下のとおり決議しております。

- ① 当社の取締役、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
イ. 当社の取締役、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人が、法令・定款および事業運営の基本方針を遵守することを企業経営における重要事項と位置づけ、社内規程の整備やコンプライアンスに関する担当役員および担当部門の決定、使用人に対する研修の実施など、コンプライアンス体制の構築、推進を図る。
ロ. 当社の取締役、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人が、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、速やかに報告するものとし、当該報告を行ったことにより不利な取扱いを受けないことを含め、内部報告体制を整備する。
ハ. 財務報告に係る内部統制を整備・運用し虚偽記載の防止を図る。
ニ. 監査役による監査に加え、内部監査室による内部監査により、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証を行うとともに、内部統制の評価を行う。
ホ. 反社会的勢力との関係断絶および不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
イ. 株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務執行に係る重要な情報については、法令および社内規程により、適切に保存および管理を行う。
ロ. 上記の文書等は、取締役および監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 業務執行におけるリスクについては、社内規程等の整備・充実や、定められた危機管理対策本部および事務局体制の周知徹底などにより、管理体制を構築し、その推進を図る。
ロ. 当社および当社子会社の各部門は、それぞれの部門において予見されるリスクを特定し、発生の未然防止およびリスク発生時における影響の軽減等を図る。

- ④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、取締役会規則および細則に則り、経営に関する重要事項の決議を行うとともに、経営計画および各事業の進捗状況の確認により、経営資源が効率的に運用されているかを検証するため、毎月1回取締役会を開催する。
 - ロ. 経営に関する重要事項を速やかに実行するために必要な予算、計画等を検討し、その成果を検証するため、定期的に経営会議を開催する。
 - ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に則り、責任と権限を有する部門が迅速に実施する。
 - ニ. 各部門は、取締役会に対し、迅速かつ正確な情報を提供するため、定期的に報告を行う。
- ⑤ 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の業務執行については、定期的に当社取締役会において報告させる。
 - ロ. 当社の取締役は、子会社の業務執行について、必要に応じて状況報告を求め、子会社の業務執行を監視・監督し、適宜、指導・助言を行う。
 - ハ. 子会社の業務執行のうち重要事項については、当社の決裁を受けることとし、内部牽制を働かせる。
 - ニ. 当社の内部監査部門は、子会社における業務の適正性に関し、監査を実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 現在、専属の監査役スタッフは置いていないが、今後その必要性が生じた場合には、監査役の意向を踏まえて配置するものとする。
 - ロ. 監査役スタッフを配置した場合に、当該スタッフが他部門の使用人を兼務する場合は、監査役から指示を受けたときには、その業務を優先して従事するものとする。
 - ハ. 当該スタッフの任命・異動等、人事に係る事項の決定には、監査役の意向を反映させるよう配慮し、取締役からの独立性を確保する。

⑦ 当社の取締役、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
イ. 監査役は、重要事項の決議および業務の執行状況を把握するため、取締役会ならびに経営会議に出席し、報告を受けることができる。

ロ. 当社の取締役、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人は、監査役が重要事項について報告を求めた場合は、速やかに対応するものとする。

ハ. 当社の取締役、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人は、監査役に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを社内規程等において整備し、運用する。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役会は、定期的に会計監査人と当社監査役および内部監査部門が意見交換をする機会を設ける。

ロ. 監査役会は、必要に応じて会計監査人と当社取締役が意見交換をする機会を設ける。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本姿勢とし、次の内容を実施する。

- ・反社会的勢力からの被害を防止する体制として管理本部長を責任者とし、総務担当部門を統括部門とする。
- ・「高知県企業防衛連絡協議会」、「公益財団法人暴力追放高知県民センター」等の外部の専門機関に加入し、最新情報の収集および反社会的勢力の排除に努める。
- ・反社会的勢力からの不当要求に対する予防措置として、統括部門において情報を一元管理するとともに、マニュアルとして活用するなど体制整備を図る。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期（平成28年9月1日から平成29年8月31日）における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 重要な会議の開催状況

主な会議の開催状況は以下のとおりです。

- イ. 取締役会は14回、毎月1回以上定期的に開催され、経営に関する重要事項の決議を行うとともに、四半期ごとに全部門および子会社から業務執行について報告させ、経営計画および各事業の進捗状況の確認を行っております。
- ロ. 経営に関する重要事項の執行のために必要な予算、計画を検討し、その成果を検証することを目的とした経営会議を2回開催しております。
- ハ. 監査役会は12回、毎月1回以上定期的に開催されております。

② コンプライアンス推進体制の整備

コンプライアンス管理規程に基づき、コンプライアンス責任者および推進担当部門を定めるとともに内部通報体制を整備し、事業活動全般におけるコンプライアンスの徹底を図っております。

③ 財務報告に係る内部統制について

財務報告に関する虚偽記載の防止のため「財務報告に係る内部統制の基本方針書」および「内部統制規程」に基づき、財務報告に係る内部統制を運用し、以下の項目について、その有効性の評価を実施しております。

- イ. 連結売上高に占める売上高の割合から重要性が高いと判断した当社および子会社の事業拠点における全社的な内部統制
- ロ. 連結売上高に占める売上高の割合から重要性が高いと判断した当社および子会社の事業拠点における全社的観点から評価する決算財務報告プロセスに係る内部統制
- ハ. 連結売上高に占める売上高の割合等から重要性が高いと判断した当社および子会社の事業拠点における業務プロセスに係る内部統制
- ニ. 上記ハ. 以外に、財務報告への影響を勘案して、個別に評価対象に追加した業務プロセスに係る内部統制
- ホ. 当社および子会社のシステムにおけるIT全般統制およびIT業務処理統制

④ 内部監査の実施について

年間計画に基づき、内部監査室において、当社および子会社の業務の適正性について監査を実施しております。

⑤ 監査役の職務の執行について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、重要事項の決議および業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議に出席し、必要な報告を受けております。

連結貸借対照表

(平成29年8月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	23,662	流動負債	13,384
現金及び預金	7,993	支払手形及び買掛金	5,349
受取手形及び売掛金	8,012	短期借入金	282
製 品	1,179	未払法人税等	1,116
仕 掛 品	2,242	前 受 金	4,576
未成工事支出金	12	賞与引当金	740
原材料及び貯蔵品	1,937	その他の引当金	8
繰延税金資産	1,893	そ の 他	1,310
そ の 他	399	固定負債	1,940
貸倒引当金	△9	長期借入金	649
		製品機能維持引当金	413
固定資産	23,441	退職給付に係る負債	115
有形固定資産	19,995	そ の 他	762
建物及び構築物	2,399	負債合計	15,324
機械装置及び運搬具	5,852	〔純資産の部〕	
土 地	9,640	株 主 資 本	31,732
建設仮勘定	1,968	資 本 金	8,055
そ の 他	133	資 本 剰 余 金	9,216
		利 益 剰 余 金	14,764
無形固定資産	139	自 己 株 式	△303
		その他の包括利益累計額	△121
投資その他の資産	3,306	その他有価証券評価差額金	27
投資有価証券	957	為替換算調整勘定	△158
繰延税金資産	39	退職給付に係る調整累計額	10
そ の 他	2,308	新株予約権	168
貸倒引当金	△0	純資産合計	31,779
資産合計	47,104	負債純資産合計	47,104

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成28年9月1日)
(至 平成29年8月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		25,965
売 上 原 価		15,848
売 上 総 利 益		10,117
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,992
営 業 利 益		5,124
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	5	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	7	
不 動 産 賃 貸 料	37	
受 取 保 険 金	23	
保 険 解 約 返 戻 金	4	
為 替 差 益	40	
そ の 他	38	158
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7	
不 動 産 賃 貸 費 用	11	
株 式 交 付 費 用	29	
上 場 関 連 費 用	24	
そ の 他	12	84
経 常 利 益		5,198
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	20	
50周年記念行事費用	46	67
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,131
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,770	
法 人 税 等 調 整 額	△311	1,459
当 期 純 利 益		3,671
親会社株主に帰属する当期純利益		3,671

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年8月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	20,207	流動負債	12,448
現金及び預金	6,115	支払手形	3,807
受取手形	3,257	買掛金	681
売掛金	3,429	1年内返済予定の長期借入金	282
製品	996	未払金	119
仕掛品	2,242	未払費用	379
原材料及び貯蔵品	1,654	未払法人税等	903
前払費用	377	前受金	5,112
繰延税金資産	1,926	前受収益	85
未収入金	204	預り金	22
その他の	3	賞与引当金	538
貸倒引当金	△0	受注工事損失引当金	9
		その他	506
固定資産	24,239	固定負債	2,420
有形固定資産	19,522	長期借入金	1,018
建物	1,743	長期未払金	613
構築物	575	退職給付引当金	120
機械及び装置	5,534	製品機能維持引当金	407
工具器具備品	102	長期前受収益	97
土地	9,581	長期繰延税金負債	149
建設仮勘定	1,969	その他	14
その他	16	負債合計	14,869
無形固定資産	93	〔純資産の部〕	
ソフトウェア	69	株主資本	29,380
その他	23	資本	8,055
投資その他の資産	4,622	資本剰余金	9,216
投資有価証券	650	資本準備金	9,215
関係会社株式	1,536	その他資本剰余金	0
出資金	28	利益剰余金	12,412
長期前払費用	1,345	利益準備金	265
投資不動産	342	その他利益剰余金	12,146
役員保険積立金	671	買換資産圧縮積立金	44
その他	48	別途積立金	6,300
貸倒引当金	△0	繰越利益剰余金	5,802
資産合計	44,446	自己株式	△303
		評価・換算差額等	27
		その他有価証券評価差額金	27
		新株予約権	168
		純資産合計	29,576
		負債純資産合計	44,446

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成28年9月1日
至 平成29年8月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
製 品 売 上 高	17,481	
レ ン タ ル 売 上 高	1,658	19,140
売 上 原 価		
製 品 売 上 原 価	9,576	
レ ン タ ル 売 上 原 価	1,327	10,903
売 上 総 利 益		8,236
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,278
営 業 利 益		3,958
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	285	
不 動 産 賃 貸 料	60	
業 務 受 託 料	23	
為 替 差 益	46	
保 険 解 約 返 戻 金	4	
そ の 他	30	452
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12	
新 株 発 行 費 用	29	
上 場 関 連 費 用	24	
そ の 他	13	79
経 常 利 益		4,330
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	20	
50周年記念行事費用	46	67
税 引 前 当 期 純 利 益		4,263
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,412	
法 人 税 等 調 整 額	△343	1,068
当 期 純 利 益		3,194

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年10月19日

株式会社 技研製作所
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 浅井 愁 星 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安田 智 則 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社技研製作所の平成28年9月1日から平成29年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社技研製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年10月19日

株式会社 技研製作所
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅井 愁 星 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安田 智 則 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社技研製作所の平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年10月19日

株式会社 技研製作所 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 森 國 雄 ㊞

社外監査役 宮 崎 利 博 ㊞

社外監査役 土 居 秀 喜 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、普通配当を20円とするとともに、平成29年6月30日に東京証券取引所市場第一部に上場いたしましたことを記念して1株当たり20円の記念配当を実施したいと存じます。これによって、中間配当金と合わせた1株当たり年間配当額は70円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき40円

なお、この場合の配当総額は、1,058,086,640円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年11月29日（水）

第2号議案 定款一部変更の件

当社の定款を以下のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

- (1) 当社事業内容の多様化に対応するために、現行定款第2条を一部変更するものです。
- (2) 当社株式の流動性の向上および将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、現行定款第6条を一部変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 建設および工作機械の開発、製作、販売ならびにリース業 2. 建設および工作機械器具および工具の販売ならびに賃貸 (新設) 3. ～10. (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ～2. (現行どおり) <u>3. 建設および工作機械等の買取および販売</u> 4. ～11. (現行どおり)
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,980</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10,000</u> 万株とする。

第3号議案 取締役2名選任の件

経営体制ならびに経営監督機能の一層の強化を図るため取締役2名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	アンソニー パートラムス (昭和43年10月17日生)	平成5年9月 オーストラリア/クイーンズランド州政府貿易促進庁上級顧問 平成9年4月 株式会社トーマンオーストラリア入社 平成11年4月 株式会社トーマンオーストラリア(現豊田通商オーストラレーシア) 副社長 平成18年12月 同社 副社長退任 平成19年2月 Jスチールグループを共同設立 代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) Jスチールグループ 代表取締役社長	—
<p>《取締役候補者とした理由》 アンソニー パートラムス氏は、オーストラリアにおいて企業経営者を歴任し、豊富な経験と実績を有しております。これらの経験を活かし、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に努めていただけるものと判断し、取締役候補者としております。</p>			
2	いわくろしょうじ 岩黒庄司 (昭和27年7月11日生)	昭和45年4月 ㈱小松製作所入社 平成14年4月 コマツキヤステックス㈱ 氷見鑄造事業部 事業部長 平成15年6月 同社 取締役 氷見鑄造事業部 事業部長 平成18年4月 ㈱小松製作所 小松(常州)鑄造公司 総経理 平成22年4月 コマツキヤステックス㈱ 専務取締役 生産統括部長 平成26年6月 同社 常勤監査役 平成29年7月 同社 常勤監査役退任 現在に至る	—
<p>《取締役候補者とした理由》 岩黒庄司氏は、国内外において製造業での豊富な経験と実績を有しております。また、平成29年8月より当社アドバイザーとして業務に対する助言をいただいております。これらの経験を活かしたうえで、独立した中立的な立場から当社の経営を監督していただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 岩黒庄司氏は社外取締役の候補者であります。
3. 本議案が承認可決され、岩黒庄司氏が社外取締役に選任された場合、当社とのアドバイザー契約を終了する予定であります。
4. 本議案が承認可決され、岩黒庄司氏が社外取締役に選任された場合、当社と同氏との間で定款第26条第2項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

第4号議案 取締役および監査役の報酬総額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬総額は平成10年11月26日開催の第17期定時株主総会において、取締役は「年額3億円以内」、監査役につきましては「年額3千万円以内」としてご承認いただき今日に至っておりますが、その後の取締役および監査役の増員、経済情勢の変化等、諸般の事情を勘案いたしまして、取締役の報酬総額は「年額5億5千万円以内（うち社外取締役分5千万円）」に、監査役の報酬総額は「年額5千万円以内」にそれぞれ改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

取締役の員数は、第3号議案のご承認をいただきますと9名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は3名となります。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）の非金銭報酬設定の件

当社取締役に対して、第4号議案の報酬総額とは別に、取締役に対して社宅の提供を行うことができるよう非金銭報酬の設定のご承認をお願いするものであります。なお、業務執行の利便性の観点から、業務上やむを得ない場合に限り社宅を提供することといたします。提供する社宅は一般標準的な借り上げ社宅とし、当社が社宅として借り上げる総賃借料と、当社が社宅料として取締役より徴収する総額との差額の合計額は、年額1千万円以内といたしたいと存じます。

以 上

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

株主総会会場ご案内図



会 場 高知市高須砂地155番地
サンプィアシリーズ 3階 レインボーホール
TEL : (088) 866 - 7000

最寄り駅等 JR高知駅 (土讃線) より車で約8分
高知龍馬空港より車で約25分
高知インターチェンジより車で約5分